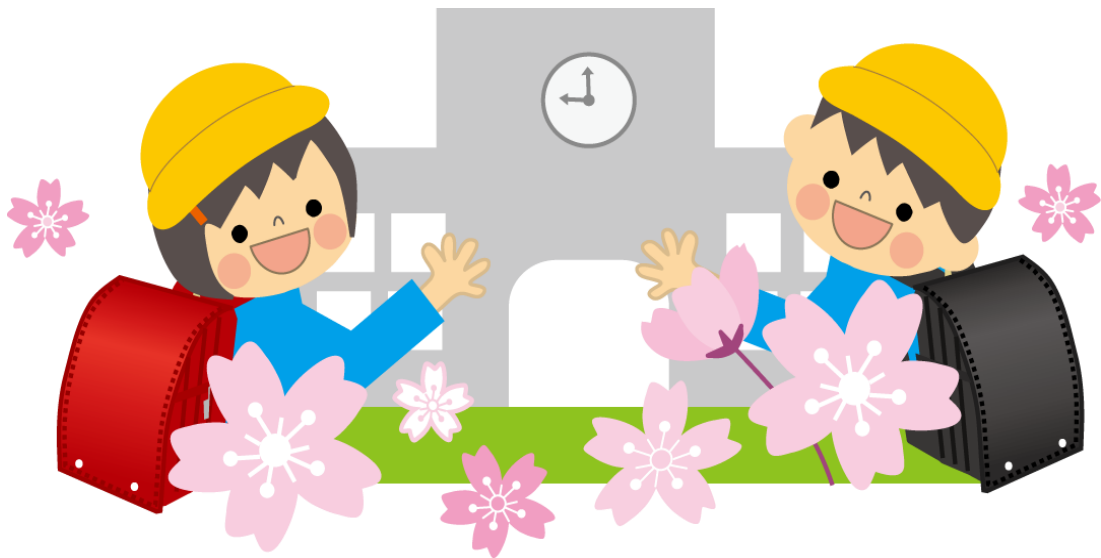


# 放課後キッズクラブ 入会のしおり 令和6年度版



**釜利谷小学校放課後キッズクラブ**  
**運営法人 ヒューマンスターチャイルド株式会社**

(注) 本案内の内容は、令和6年1月時点で作成したものです。

# 目 次

1	放課後キッズクラブとは	.....1
2	運営法人ヒューマンスターチャイルド株式会社について	.....1
3	釜利谷小学校放課後キッズクラブの活動について	.....1
4	放課後キッズクラブの開所日について	.....1
5	放課後キッズクラブの利用区分について	.....2
6	【区分1】の利用について	.....3・4
7	【区分2A・B】の利用について	.....5・6
	【区分2A・B】の利用料減免制度について>	7・8・9
8	保険への加入について	.....10
9	利用申込みについて	.....11
10	利用の決定について	.....11
11	新1年生の利用開始について	.....12
12	利用区分の変更について	.....12
13	広報誌『キッズだより』	.....13
14	『利用予定表』の提出について	...14・15
15	『利用カード』の提出について	...16・17
16	利用当日の流れについて	...18・19
17	おやつについて	..... 19
18	利用料等の支払方法について	...20・21
19	警報発表時等の対応について	...21・22
20	夏休み期間中の利用について	..... 22
21	「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について	..... 23
22	ご意見・ご要望等について	..... 23
23	お問い合わせ先	..... 23

(参考資料)

- 保険に関するQ&A

(様式等)

- 放課後キッズクラブ利用申込書、利用申込書記入例
- 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書、変更申込書記載例

以下は必要に応じ別配布となります

- 就労(予定)証明書、就労(予定)証明書記入例
- 自営業従事者等申告書
- 病気・障害等申告書
- 求職活動申告書
- 利用にあたってのお願い兼放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書

## 1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

釜利谷小学校放課後キッズクラブは、金沢区が選定した法人（ヒューマンスターチャイルド株式会社）が運営を行っています。

## 2 運営法人ヒューマンスターチャイルド株式会社について

釜利谷小学校放課後キッズクラブを運営するヒューマンスターチャイルド株式会社は、子どもたちの無限の可能性を信じ、意欲を引き出し、伸ばす保育を実践するという理念のもと横浜市中心に認可保育園を35園、民間学童クラブ2校、病院内や事業所内の保育所を8か所運営をおこなっております。

釜利谷の地域の子どもたちが安全で安心して過ごせる場、保護者が就労の間も安心して預かってもらえる場として、地域で子どもたちの成長を見守っていきたいと考えています。

## 3 釜利谷小学校放課後キッズクラブの活動について

釜利谷小学校放課後キッズクラブの活動は、学校内の専用ルーム、兼用ルーム（視聴覚室・図工室）、校庭、体育館で活動を行います。毎月、季節に合った工作、体育協会指導員によるスポーツ教室、地域の皆さんによる将棋教室なども予定しております。夏休みには、お楽しみ会や水あそび、しゃぼん玉あそびなども予定しております。

異年齢間の交流を促進して、子どもたちの創造性、自主性、社会性を養い、児童の健全育成を図ることを目的として活動しています。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

## 4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合（※1）や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります。

〈放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例〉

	警報発表時	夏休み期間中の猛暑時	学級閉鎖等
区分1	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。 ※2
区分2A・B (区分1スポット利用含む)	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1 表に記載がない事由においても、やむを得ない理由により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

## 5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「区分1」と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場を目的とした「区分2」があります。

また、「区分2」には、午後5時まで利用の「区分2A」と午後7時まで利用の「区分2B」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

利用区分	【区分1】	【区分2】		
		【A】	【B】	
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場		
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該小学校又は当該義務教育学校前旗課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること・当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。</li> </ul>			
	—	<u>留守家庭児童等※であること</u>		
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	土曜日を 除く学校 休業日	午前9時～11時 午前11時～午後1時 ※午前・午後のどちらかで利用ができます。	午前8時～ <u>午後5時まで</u>	午前8時～ <u>午後7時まで</u>
お迎え	<u>各キッズクラブで定められている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。</u>			
利用料	無 料 ※スポット利用は800円/回+おやつ代	月額2,000円+おやつ代（7、 8月のみ2,500円+おやつ代） ※延長料（午後7時まで）は400円/回	月額5,000円+おやつ代 （7、8月のみ5,500円+おやつ代）	
		減免あり		
保険加入料	年額700円必須			
定員	なし	あり		
利用申込に 必要な書類	利用申込書	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用申込書</li> <li><u>留守家庭児童等であることの証明書</u></li> </ul>		
		※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）の提出が必要です。</u>		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

## 6【区分1】の利用について

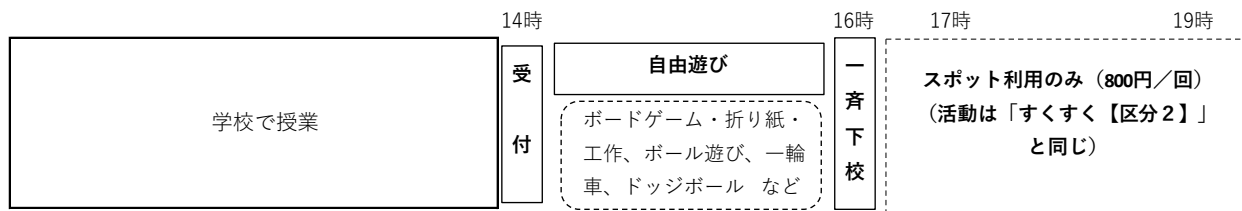
### (1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前9時～11時、午後1時～3時 ※どちらかの時間帯で参加

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

### (2) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校のある日）>

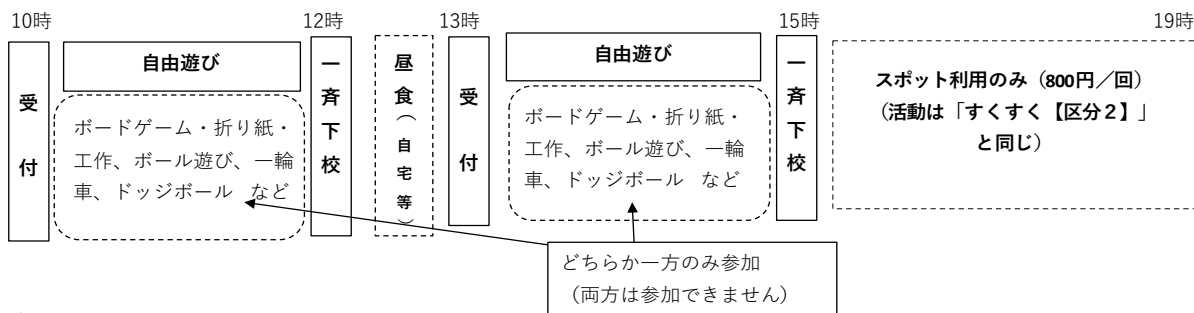


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

### (3) 利用料について

【区分1】は**無料**です。※ただし、保険加入は必須です。

#### スポット利用について

スポット利用とは、【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童等として午後7時まで受入れる制度です。【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（実費）がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの最終下校時刻までは、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

#### (4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

#### (5) 非常時における利用制限について

警報発表時や夏休みにおいて猛暑が予想される時、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、**【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。**

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

## 7 【区分2A・B】の利用について

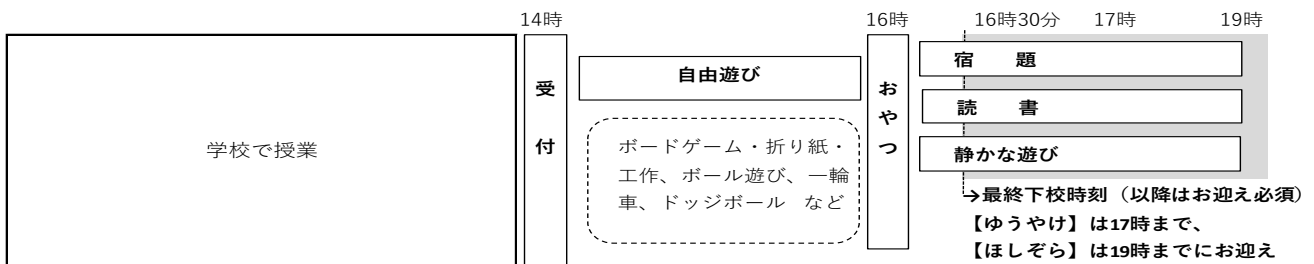
### (1) 利用時間

	【区分2A】※	【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※【区分2A】は延長料（400円/回）を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

### (2) 一日の活動スケジュール（標準例）

#### <平日（学校がある日）>



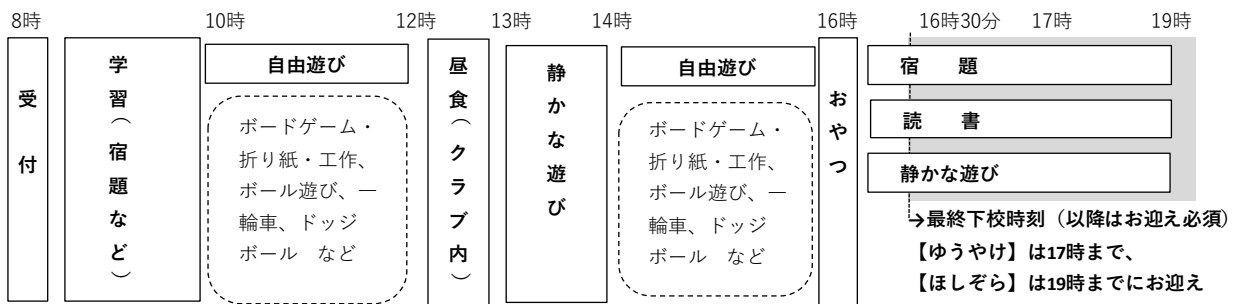
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

#### <学校休業日>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

★土曜日は8時30分からの開所です。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

### (3) 利用料について

【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	【区分2A】	【区分2B】
利用料（月額）	2,000円 （7、8月のみ2,500円）	5,000円 （7、8月のみ5,500円）
延長料（午後7時まで）	1回あたり400円	—

※利用料とは別に保険の加入が必要です。

※【区分2A・B】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。）

※利用料はクラブが指定する期日までにお支払いください。

※ **【区分2A・B】の利用料には減免制度があります。**



## <【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブの【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

### (1) 減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

### (2) 減免金額

減免額の上限は月額2,500円です。

- (例) 月額利用料(※)が2,000円の場合は、減免後の利用料は月額0円  
月額利用料(※)が5,000円の場合は、減免後の利用料は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、【区分1】のスポット利用料(1回800円)、【区分2A】の延長料(1回400円)及び保険加入料は減免の対象となりません。

### (3) 減免制度利用にあたっての留意点

- ・(1)に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等)については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

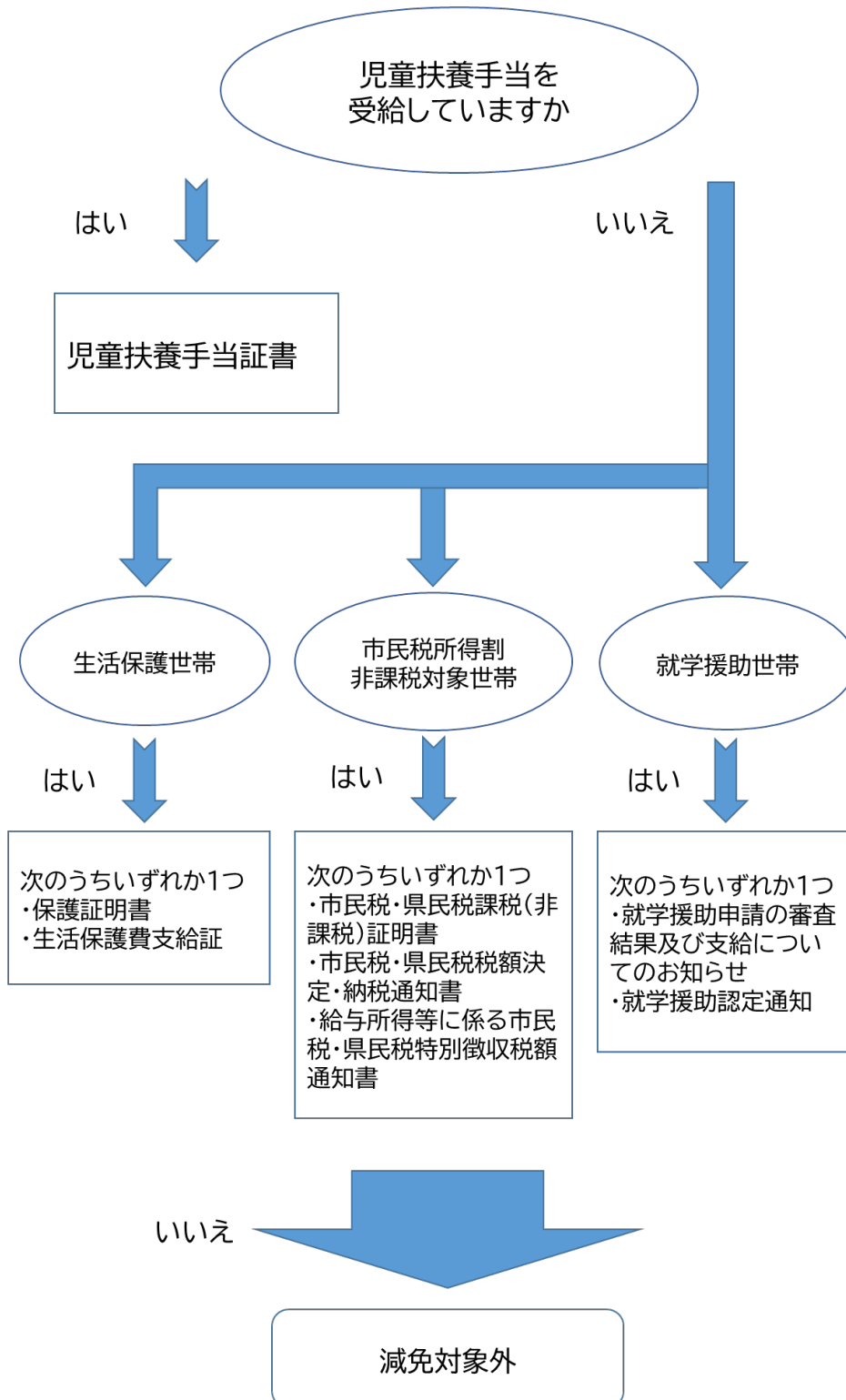
#### (4) 減免制度利用にあたっての手続き

減免を希望される場合は、以下のフロー図及び表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。）

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

【提出書類フロー図】



提出書類	提出時期	備考
児童扶養手当証書【写し】 ※1	キッズクラブの申込時 又は 減免お適用を受けようとする時	有効期限内の証書に限ります。
保護証明書【原本】		保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）
生活保護費支給証【写し】		
市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】※2		区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。※3
市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】※2		区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。※3
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】※2		勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。※3
就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】	学校から受理次第速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）</li> <li>・4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※4）</li> <li>・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。</li> </ul>
就学援助認定通知【写し】		

※1 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。

※2 市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。

※3 減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。

※4 前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

## 8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん1人につき年額700円）を負担していただきます。

この保険は釜利谷小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人ヒューマンスターチャイルドが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、保険の掛金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。また、「保険に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

### (1) 保険の掛金

お子さん1人につき年額700円

### (2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から90日限度）	1500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4000円/日
	死亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償 責任	対人・対物賠償合算 （ただし、対人賠償）	支払限度額 1事故 5億円
		支払限度額 1名 5億円

### (3) 対象となる事故の範囲

- ①傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故  
放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）
- ②賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償

### (4) 支払方法

3月5日までにコドモンアプリで口座登録が完了している方に関しては、4月20日に引き落としとなります。3月5日までに間に合わなかった方は以下の口座へ振込みをお願いします。

横浜銀行に口座をお持ちでない方、現金で振込みの方は手数料のご負担をお願いいたします。

横浜銀行 新横浜支店

口座名：ヒューマンスターチャイルド（カ）アフタースクール 口座番号：6206040

参加児童の名前で 700円 振込みをしてください。

児童の名前の前に 01（指定番号を入力してください）

例) 01 〇〇ハナコ

振込み明細書は参加利用申込書に貼付しますので、失くさないで下さい。

兄弟姉妹と一緒に振込みの場合は 700円×人数分の金額

例) 01 〇〇ハナコ・タロウ

### (5) その他

- ・利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

## 9 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月5日までに必要書類を提出してください。

利用区分	利用登録に必要なもの	提出締切※4/1から利用開始の場合	
		在校生	新1年生
【区分1】	・利用申込書 ・保険料（700円）	令和6年3月5日	令和6年3月5日
【区分2A・B】	・利用申込書 ・保険料（700円） ・留守家庭児童等を証明する書類	令和6年3月5日	令和6年3月5日

※【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、4月18日からの利用開始となります。

### <留守家庭児童等を証明する書類>

【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上が【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	<u>就労（予定）証明書</u>
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u>
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> （※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u> （※2）
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<u>罹災証明書</u> ※ ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災・消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由に【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

## 10 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人ヒューマンスターチャイルドから事前にご連絡させていただきます。

## 11 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は4月18日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

### <新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から入学式の日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

## 12 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月5日までに提出してください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月5日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

### <留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- 年度途中で、新たに【区分1】から【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。
- 一度【区分2A・B】に登録していた方でも、【区分1】から【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- 【区分2A・B】内の変更（区分2A）⇔【区分2B】は、留守家庭児童等を証明する書類の再提出が不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

## 13 広報誌『キッズだより』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズだより』により行います。『キッズだより』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

### (1) 発行日と配付方法

『キッズだより』は毎月20日ごろに発行し、お子さんを通じてご家庭に配付します。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズだより』を配付することもあります。

### (2) 『キッズだより』の内容

#### ① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

#### ② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

#### ③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

### ～『キッズだより』への写真掲載について～

『キッズだより』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載する場合があります。『キッズだより』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

## 14 『利用予定表』の提出について

お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、利用予定表の提出をお願いしています。

キッズだよりに記載されている翌月の予定表をご確認いただいたうえで、原則、キッズだより発行の1週間後までに翌月分の利用予定表を提出してください。

利用予定表は「キッズだより」と一緒にお子さんを通じて配付します。

＜利用予定表の記入方法＞ ※次のページにある利用予定表のイメージと合わせて確認してください。

- ① お子さんの利用区分にマルを付け、学年・組・お子さんの氏名を記入します。
- ② 利用予定表は、利用区分の「【区分1】」・「【区分2A】」・「【区分2B】」ごとに列が分かれています。お子さんの利用区分の列の利用予定日の欄に押印をお願いします。  
※前ページの例は【区分1】の場合です。【区分1】の場合、「【区分2A】」・「【区分2B】」の列に押印はしません。
- ③ 【区分1】のお子さんで、スポット利用を希望する日は「スポット利用【【区分1】（800円/回）】」の欄にも押印をします。  
また、「【区分2A】」のお子さんで、午後7時までの延長を希望する場合は「延長料【【区分2A】】」の欄にも押印します。
- ④ 利用予定表は「キッズクラブ提出用」と「保護者控え用」の二つを作成し、どちらも同じ予定が記入されていることを確認します。また、同じ予定が記入されていることを確認したら、キッズクラブ提出用の確認欄にチェックを入れて、提出します。  
※提出は、保護者の方、お子さんのどちらでも構いませんが、お子さんから提出していただいた場合、保護者の方への受領確認の連絡は行いません。  
※事前申込みが必要なプログラムについては、キッズだよりで別途お知らせします。



<利用予定表のイメージ>  
 印鑑もしくは署名を可とします。

キッズクラブ提出用						保護者控え用					
① ○○小学校放課後キッズクラブ 利用予定表 【令和〇年6月】						○○小学校放課後キッズクラブ 利用予定表 【令和〇年6月】					
利用区分 ② わくわく【区分1】 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】 すくすく(ほしぞら)【区分2B】 2年1組 横浜 太郎						利用区分 ② わくわく【区分1】 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】 すくすく(ほしぞら)【区分2B】 2年1組 横浜 太郎					
日	わくわく 【区分1】	すくすく (ゆうやけ) 【区分2A】	すくすく (ほしぞら) 【区分2B】	スポット利用 わくわく 【区分1】 (800円/回)	延長料 すくすく (ゆうやけ) 【区分2A】 (400/回)	日	わくわく 【区分1】	すくすく (ゆうやけ) 【区分2A】	すくすく (ほしぞら) 【区分2B】	スポット利用 わくわく 【区分1】 (800円/回)	延長料 すくすく (ゆうやけ) 【区分2A】 (400/回)
6月1日(火)	②					6月1日(火)	②				
6月2日(水)						6月2日(水)					
6月3日(木)						6月3日(木)					
6月4日(金)						6月4日(金)					
6月5日(土)				③		6月5日(土)					
6月7日(月)						6月7日(月)					
6月8日(火)						6月8日(火)					
6月9日(水)						6月9日(水)					
6月10日(木)						6月10日(木)					
6月11日(金)						6月11日(金)					
6月12日(土)	スポット 利用のみ					6月12日(土)	スポット 利用のみ				
6月14日(月)						6月14日(月)					
6月15日(火)						6月15日(火)					
6月16日(水)						6月16日(水)					
6月17日(木)						6月17日(木)					
6月18日(金)						6月18日(金)					
6月19日(土)	スポット 利用のみ					6月19日(土)	スポット 利用のみ				
6月21日(月)						6月21日(月)					
6月22日(火)						6月22日(火)					
6月23日(水)						6月23日(水)					
6月24日(木)						6月24日(木)					
6月25日(金)						6月25日(金)					
6月26日(土)	スポット 利用のみ					6月26日(土)	スポット 利用のみ				
6月28日(月)						6月28日(月)					
6月29日(火)						6月29日(火)					
6月30日(水)						6月30日(水)					

④ 【確認欄】  
 「キッズクラブ提出用」と「保護者控え用」に同じ予定が記入されていることを確認しました。

## 15 『利用カード』の提出について

『利用予定表』でお子さんの利用予定を確認し、『利用カード』でその日に実際に利用する(した)かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『利用カード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、お子さんに持たせ、放課後キッズクラブにご提出ください。なお、『利用カード』は、『キッズだより』と一緒に、お子さんを通じて配付します。

<利用カードの記入方法> ※利用カードのイメージと合わせてご確認ください。

- ① お子さんの利用区分にマルを付け、学年・組・お子さんの氏名を記入します。
- ② 利用予定表で利用予定を確認し、必要事項(「下校時間」・「お迎えの有無」・「保護者印(署名も可)」)を記入して、お子さんに持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、「利用カード」を職員に渡すようにしてください。放課後キッズクラブで利用の印を押します(それが「利用確認」になります)。

<利用カードのイメージ>

① ○○小学校放課後キッズクラブ 利用カード 【令和〇年6月】						
利用区分	わくわく【区分1】	・すくすく(ゆうやけ)	【区分2A】	・すくすく(ほしぞら)	【区分2B】	2年1組 横浜 太郎
	下校時間	お迎えの有無		連絡事項	保護者印 (署名も可)	キッズ印
6月1日(火)	16:00	あり	なし			キッズ
6月2日(水)	② :	あり	なし			
6月3日(木)	16:00	あり	なし			キッズ
6月4日(金)	:	あり	なし			
6月5日(土)	17:00	あり	なし	スポット利用		キッズ
6月7日(月)	:	あり	なし			
6月8日(火)	:	あり	なし			
6月9日(水)	16:30	あり	なし	プログラム参加のため		キッズ
6月10日(木)	16:00	あり	なし			キッズ
6月11日(金)	:	あり	なし			
6月12日(土)	:	あり	なし			
6月14日(月)	16:00	あり	なし			キッズ
6月15日(火)	16:00	あり	なし	利用予定表の記入はしていませんが、6月5日に電話連絡済みです。		キッズ
6月16日(水)	:	あり	なし			
6月17日(木)	:	あり	なし			
6月18日(金)	15:30	あり	なし			キッズ
6月19日(土)	:	あり	なし			
6月21日(月)	:	あり	なし			
6月22日(火)	16:00	あり	なし			キッズ
6月23日(水)	:	あり	なし			
6月24日(木)	:	あり	なし			
6月25日(金)	:	あり	なし			
6月26日(土)	:	あり	なし			
6月28日(月)	:	あり	なし			
6月29日(火)	:	あり	なし			
6月30日(水)	:	あり	なし			

※わくわく区分はあらかじめスポット利用の連絡をもらっている場合を除き、16時で一斉下校となります。

※○○小学校放課後キッズクラブの今月の最終下校時刻は17時です。17時を過ぎる場合はお迎えが必要になります。

#### <利用日にお子さんが利用カードを忘れた場合>

- 利用予定表の記載があっても（又は記載の有無にかかわらず）キッズクラブから利用の確認するため、保護者の方に連絡をします。
- 保護者の方の利用確認が取れるまでは、【区分1】においては午後4時まで、【区分2A】においては午後5時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
- なお、【区分2A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。
- 利用カードがなく、かつ利用予定表の利用予定日にもなっていない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

#### <予定外の利用の場合（「利用予定表」での申込みがなく、急きょ利用したい場合）>

- 【区分1】（スポット利用除く）においては、利用カードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。「利用カード」で保護者印（又は署名）が確認できる場合は、保護者の方からの電話連絡は不要とします。
- 【区分2A・B】や、【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつ準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「利用カード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子さんに持たせてください。

#### <利用を取りやめる場合>

当日の午後2時30分頃までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。

なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

#### 【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- お子さんの安全確認の観点から、利用予定表に記載された日の利用が原則です。
- 利用カードの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいますようお願いいたします。
- 急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

## 16 利用当日の流れについて

### (1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

※学校休業日等については、西門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、西門から入校し、2棟昇降口よりキッズルームまで行きます。  
キッズルームでは、利用カードをキッズクラブのスタッフに渡して受け付けをして活動を開始します。

**※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。**

### (2) 持ち物

#### <キッズクラブを利用するのに必要な持ち物>

- 利用者カード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」の記入すること）
- 上履き（キッズ専用の上履きを使用していただいても構いません）
- **ハンカチ（タオル）、ティッシュ**
- 水筒

#### <キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物>

※【区分2A・B】・【区分1】スポット利用が対象

- 上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。
- お弁当（午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
- 着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）
- **ハンカチ（タオル）、ティッシュ 汗拭きタオル（ハンドタオルより大きいもの）**

**※ハンカチは必ず毎回持参をしてください。**

#### <キッズクラブに持ってきてはいけないもの>

- 学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

### (3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。

#### (ア) お迎えなしの場合

- 保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。お子さんが一人で帰る場合には、利用者カードに「最終下校時間」までの時間を記入してください。
- **【区分1】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時下校となります。**  
※【区分1】のお子さんは、利用カードに「お迎え」となっている場合で、午後4時（プログラム参加時は、プログラム終了時間）を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。
- **【区分2A・B】又は【区分1】のスポット利用で、最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。**

＜表＞一斉下校時刻と最終下校時刻

	一斉下校時刻				最終下校時刻
4～9月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分
10・2月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	午後4時30分
11～1月	午後3時30分	午後4時00分	—	—	午後4時00分
3月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分

(イ) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定時間を『利用カード』に記入してください。お迎えに来た際は、西門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、西門の出入り口より入校し、キッズルームまでお越しください。

- 【区分2A】で、利用カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円/回）となります。
- お子さんを車で送迎することについては、原則禁止です。近隣にお住まいの方への影響もありますのでおやめください。

[代理引き取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

17 おやつについて

【区分2A・B】及び【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

18 利用料等の支払方法について

利用申込書を提出いただいた方から順にコードモンアプリへ登録をしていきます。登録を完了した方へ振替口座登録手順書をお渡しいたします。QRコードから入っていただき、口座登録をお願いいたします。毎月5日締めめの20日に自動引き落としとなります。(区分1・区分2AB 共通 実費徴収するため全員登録)



便利な振替口座について

# 振替口座登録の手順

提携金融機関  
一覧表



保護者アプリから保育料などの振替口座を登録できます。

※ご利用の金融機関がネット口座振替受付サービスに対応しているかを確認するには、右のQRコードから「提携金融機関一覧表」をご確認ください。「ネット口座振替受付サービス」に○がついている場合は口座登録ができます。口座登録ができない場合は施設へお問い合わせください。



01 保護者アプリの下メニューから「その他」を選択。



02 「振替口座登録」を選びます。



03 振替口座の設定をする対象のお子さまを選択。

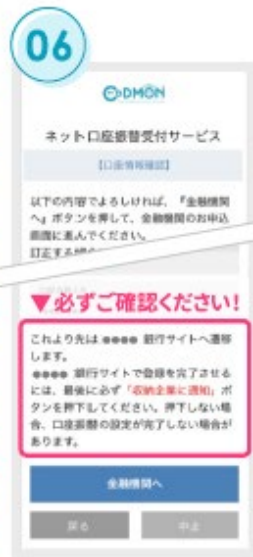


04 「口座名義人」「生年月日」を入力してください。

以下の画面は、選択した金融機関ごとに入力項目、名称、画面表示が異なります。画面の指示に従い、入力・選択してください。 ※暗証番号などを求められる場合もあります。



05 登録する金融機関を選択。画面に表示される必要事項を入力してください。



06 入力した情報を確認し、赤枠の説明をよくお読みの上、「金融機関へ」を選択。



07 各金融機関のWEBサイトが表示されます。必要事項を入力してください。

※画面は各金融機関によって異なります。ご不明点は、ご利用の金融機関へお問い合わせください。



08 「振替口座登録が正常に完了されました」が表示されれば登録完了です。

・QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



5日までに登録が間に合わなかった方は、下記口座へ20日までに直接お振込をお願いしています。

横浜銀行 新横浜支店  
 口座名；ヒューマンスターチャイルド（カ）アフタースクール  
 口座番号；6206040

19 警報発表時等の対応について

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 <b>【浸水対象外】</b>
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<b>【区分2 A・B】及び【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</b>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※特別警報発表時は、閉所となります。</b></p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<b>【区分2 A・B】及び【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</b>を行います。スポット利用以外の<b>【区分1】のお子さんは、基本的には学校での対応</b>となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</b></p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<b>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</b>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p><b>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</b></p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<b>【区分2 A・B】及び【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</b>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※「特別警報」発表時は閉所します。</b></p>

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

※学校敷地内の裏山が土砂災害警戒区域のため、避難情報「土砂災害警戒レベル3」以上が発表された場合は非難が必要になり、キッズクラブは閉所となります。

保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要です。

※気象庁⇒キキクル⇒土砂災害（危険度分布）

## (2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について

原則として、【区分2A・B】及び【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

## (3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

## 20 夏休み期間中の利用について

### (1) 【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1日2回、前日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録 ※メール配信の目安は4月～10月頃です。

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE 公式アカウント LINE ID : kankyo\_jpn

アカウント名 : 環境省、二次元コード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）





## (2) 利用にあたってのお願い

### <水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

### <利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

## 21 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、予めご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブサイト>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.caogo.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

## 22 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、釜利谷小学校放課後キッズクラブまたは運営法人ヒューマンスターチャイルド株式会社までご相談ください。

### 【受付担当者】

釜利谷小学校放課後キッズクラブ：山本

運営法人ヒューマンスターチャイルド株式会社：有田

## 23 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

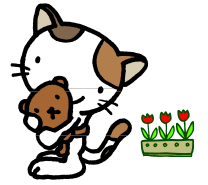
(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

釜利谷小学校放課後キッズクラブ TEL：781-2190

運営法人ヒューマンスターチャイルド(株) TEL：276-3244 FAX：276-3253

横浜市金沢区こども家庭支援課 TEL：788-7753 FAX：788-7794

## 保険制度に関する Q&A



### ★制度全般

Q 負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A はい。負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。  
必ずご利用前に負担金をお支払いください。

Q 2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A 1人あたり年額合計700円ですので、この場合2人で1,400円となります。

Q 1日だけのイベントへの参加でも負担金を支払うのですか？

A はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも必ず利用前に負担金をお支払いください。

Q 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか？

A 各運営法人が選定した保険加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している保険制度の掛金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。

Q キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに途中で止めた場合、負担金の700円は返還してもらえますか？

A 一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

### ★傷害補償について

Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A 対象となる事故は、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中(自宅への一時帰宅も可)における「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害です。けんしょう炎など病気によるものは対象になりません。※「新型コロナウイルス感染症」「特定感染症」は対象外です ※往復途中とはキッズクラブ自宅へ「通常の経路」で真直ぐに帰宅することです。

Q 子どもが指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金は対象になるのでしょうか？

A はい。1日だけの通院でも保険金は支払われます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。又保険金は医療機関に支払った全額が補償されるものではなく定額の支払となります。

### ★賠償責任補償について

Q どのような事故が賠償責任保険金の支払いの対象となるのでしょうか？

A 子どもがキッズクラブの活動中にクラブや学校の窓ガラスを破損した。他の児童にケガをさせて治療費を請求されたなど法律上の損害賠償責任を負う場合に対象となります。

Q 子どもが他の児童の水筒を落として壊してしまいました。買い替え費用が全て補償されるのでしょうか？

A いいえ。補償される金額は破損した物の修理代又は時価額のいずれか低い金額となります。

Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？

A 活動中・往復途上中に傷害・賠償事故が発生した場合、速やかにスタッフに報告してください。後日、保険会社から保険金請求書類が送付されます。必要事項をご記入の上、ご返送ください。

## 令和6年度 釜利谷 小学校 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書

運営法人 ヒューマンスターチャイルド株式会社 宛 次のとおり 釜利谷 小学校放課後キッズクラブの利用区分の変更を申し込みます。

## I 利用児童

ふりがな		学校名	市立・国立・私立・その他 (1つを○囲み)	
氏名		学年・組	年 組	
利用区分 変更 (該当するものを○囲み)	<現在の区分>	⇒	<変更後の区分>	
	1	【区分1】	⇒	【区分2A】
	2	【区分1】	⇒	【区分2B】
	3	【区分2A】	⇒	【区分1】
	4	【区分2A】	⇒	【区分2B】
	5	【区分2B】	⇒	【区分1】
6	【区分2B】	⇒	【区分2A】	
区分変更の理由 (記入必須)		利用開始希望月		

※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/円)を除き、16時で一斉下校となります。

また、わくわく【区分1】は、警報発表時や猛暑時等において、利用できない場合があります。

※すすく【区分2A・B】に登録する場合は、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。

また、月額利用料として、すすく(ゆうやけ)【区分2A】は2,000円(～17時まで)、すすく(ほしぞら)【区分2B】は5,000円(～19時まで)がかかります(おやつ代除く)。

## II 利用頻度 ※すすく【区分2A・B】への変更の場合のみ記入

できるだけ正確な利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月～金) (1つを○囲み)	週 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり ・ なし
---------------------	-------------------------	----------------------	---------

## III 減免利用 ※すすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり ・ なし
------------------------	------	-------------------------	---------

## IV 確認事項

当該変更届及び提出書類に虚偽はありません。

年 月 日 保護者氏名  
(自署)

## 放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記載しないでください。

受付日	【区分2A・B】登録証明書類	利用料減免		
		適用	対象事由	書類受理日
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書・ 病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写)・ 求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書・ その他( )	あり なし	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯	
備考				